

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則等
の一部を改正する省令案等の概要

1. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正の概要

- (1) 実施計画の認定を受けることができる事業主団体の範囲について、次のいずれかに該当するものであって、直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）の数が30以上であり、かつ、その8割以上が建設業の許可を受けている建設事業を主たる事業とする事業主であるものとする。
- ① 公益法人
 - ② 事業協同組合又は協同組合連合会であって、次のいずれにも該当するもの
 - イ 建設事業に関する事業（建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関するものに限る。）を行っていること。
 - ロ 専任の職員を置く等適当な事務組織を設けていること。
 - ハ 当該団体が建設業法の建設業者団体（公益法人に限る。以下同じ。）の構成員であること又は当該団体の構成員の3分の2以上が一の建設業者団体の構成員であること。
 - ニ 設立の日以後の期間が5年以上であること。
 - ③ ①の支部
- (2) 実施計画の認定の申請、建設業務有料職業紹介事業の許可の申請、建設業務労働者就業機会確保事業の許可の申請の手続等を定める。
- ※ 建設業務有料職業紹介事業について、求職者からの手数料は徴収しないこととする。
 - ※ 建設業務労働者就業機会確保事業について、送出事業主が自己の雇用する労働者を送出労働者とする時に必要な同意は書面により行うこととする。
- (3) 施行期日
平成17年10月1日とする。

2. 雇用保険法施行規則及び独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正の概要

(1) 趣旨

建設雇用改善法の改正により導入される実施計画の認定制度、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の円滑な実施を促進するため、建設労働者のための助成金を拡充する。

(2) 概要

① 建設業新分野雇用創出給付金の創設【雇用保険法施行規則】

自ら新分野に係る事業を行う認定団体が当該認定団体の構成事業主に雇用されていた労働者を雇入れた場合に、雇入れた者の人数に応じ、当該雇入れに係る費用を助成。

② 送出労働者のための教育訓練についての建設教育訓練助成金の拡充【独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（以下「財会省令」という。）】

- ・ 送出労働者が送出就業（送り出された先での就業）の作業環境に適応させるための教育訓練（以下「建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練」という。）を行うための教育訓練を行う認定団体に対して教育訓練の経費を助成。
- ・ 自己の労働者に対し、建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練を有給で受けさせる建設事業主に対して、賃金の一部を助成。

③ 雇用改善推進事業助成金の拡充【財会省令】

雇用改善推進事業助成金の対象について、建設業の事業主団体が行う建設業務有料職業紹介事業又は建設業務労働者就業機会確保事業の円滑な実施を促進するための援助を、助成率の高い重点項目として追加。

④ 建設業需給調整機能強化促進助成金の拡充【財会省令】

建設業需給調整機能強化促進助成金の対象について、認定団体が行う建設業務有料職業紹介事業又は建設業務労働者就業機会確保あっせん事業（送出事業主と受入事業主のあっせんを行う事業）を追加。（これらの事業の初期経費の一部を助成）

(3) 施行期日

平成17年10月1日